

株式会社 三東工業社 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 7月 1日～ 令和 9年 6月 30日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休暇取得を推進するために、制度の内容・目的等を周知徹底するとともに対象者との面談を実施し取得率の向上を図る

<対策>令和6年7月1日～

- 各年2回 育児休暇及び両立支援制度の取得の講習会を実施し取得しやすい職場環境の整備を図る
- 各年1回 取得状況の報告と共に問題点や制度の反省点を洗い出し次年度の取り組みに活かしていく
- 通年 パパ育休制度を取得するよう男性社員に対し働きかける(部会や掲示板を利用し制度の周知を図る)

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>令和6年7月1日～

- 各年3月 次年度の4月からの有給取得計画表の作成
- 毎月 有給取得計画に基づいて毎月の取得予定者に対し取得の案内を行う
- 毎月 取得状況の把握・公表を行う
- 各年10月 次年度の会社予定にてGWや夏季の休暇期間に有給休暇推奨日を設定し有休休暇取得による連休の設定を行う